

第2期 伊達市 子ども・子育て支援事業計画（概要版）

1 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市の子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

計画策定にあたっては、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ちつつ、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、上位計画である第7次伊達市総合計画をはじめとする既存計画との整合・連携を図ります。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、令和4年度に中間見直しを行います。

3 計画の策定方法

子育て家庭の実態や子育てに関するニーズを把握するために、就学前児童・小学生・中学生・高校生の保護者を対象に「第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。また、市民等から意見を聴くために、「伊達市子ども・子育て会議」による審議を行いました。

2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、地域の将来を支える宝であり、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや、子どもの安心・安全な居場所を確保することが重要となります。そのためには、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本認識のもと、伊達市子ども子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）の取り組みとの継続性を保ちながら、子育て環境の充実を図っていく必要があります。

本計画では、第7次伊達市総合計画における子どもの教育と保育において目指すべき姿として掲げた「子どもの健やかな成長を支援し『子育てするなら伊達市』の定着」を基本理念としました。

2 基本方針

すべての子どもたちが健やかに育ち、保護者が子を育てる喜びを感じながら生活ができる伊達市を実現するため、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供します。

また、幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、成長段階に応じて地域の様々な人と触れ合うことができる多世代・異年齢交流を推進し、伊達市全体で子どもたちと保護者を支えるまちづくりを進めます。

3 教育・保育提供区域の設定

本計画では、教育・保育提供区域として伊達市全体を1圏域として設定します。

4 計画期間の人口推計

本市の将来人口をコーホート変化率法で推計すると、総人口の推計は、令和2年には33,681人、令和6年には31,966人に減少し、そのうち、小学生以下の人口推計は、令和2年には2,583人、令和6年には2,255人と、300人程度減少することが見込まれます。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	33,681	33,249	32,832	32,405	31,966
0歳	164	162	164	160	156
1～2歳	344	354	338	338	336
3～5歳	612	594	532	510	501
就学前計	1,120	1,110	1,034	1,008	993
低学年	689	682	682	632	586
高学年	774	758	724	714	676
小学生計	1,463	1,440	1,406	1,346	1,262
合計	2,583	2,550	2,440	2,354	2,255

3 施策の展開

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 施設型給付の提供体制（保育所）

算出した量の見込みからは、現在の定員規模で充足と見込まれますが、例年、0歳児の年度途中での入所希望等によって年度末に向けて待機児童が生じる傾向があります。この傾向は今後も続くことが予想されるため、保育士の確保に努めることが重要となります。

(2) 地域型保育給付

地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、現在、市内での事業はありません。今後、需要の状況に応じ事業者からの申請があった場合、設置について検討します。

(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

保育所等における日常の取り組みはもとより、第2次伊達市教育振興基本計画との親和性を意識しながら、保育所、幼稚園、認定子ども園と学校との連携強化を進めます。

2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

現在、3施設で実施しております。今後は、少子化の進行に伴って利用者数の減少も見込まれます。保護者の育児ストレス解消、乳幼児虐待の未然防止や早期発見等の役割にも柔軟に対応できるよう相談体制のより一層の充実を図ります。

3 訪問系事業の量の見込みと提供体制

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師による訪問を実施しています。保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続します。

4 通所系事業の量の見込みと提供体制

(1) 子育て短期支援事業

引き続き、児童養護施設への業務委託により実施します。

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

現在、私立幼稚園1施設、認定こども園1施設において実施しており、現状の提供体制を継続します。

(3) 一時預かり事業（一般型）

現在、保育所や幼稚園に通っていない児童を対象に、市内保育所1施設において実施しており、現状の提供体制を継続します。

(4) 病児保育事業

小児科に併設されている施設1か所で実施していますが、インフルエンザ等が流行した時は、すべてに対応することが困難な状況も生じています。今後は、定員拡大の可能性について検討します。

(5) 延長保育事業

現在、認可保育所4施設、認定こども園1施設において1時間の延長保育を実施しています。利用者のニーズを注視するとともに、事業者の実施体制を踏まえながら、保育時間の延長の必要性について検討します。

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室

現在、8施設13の放課後児童クラブ、2の放課後子ども教室を開設しています。学校統合の進捗状況を踏まえながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な実施を目指す方策を検討します。

5 その他事業の量の見込みと提供体制

(1) 妊婦健康診査

現状の体制を継続します。

(2) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

支援が必要な家庭に対し、支援を継続するとともに、要保護児童対策地域協議会の構成機関での情報共有を引き続き強化します。

(3) 利用者支援事業

利用者が適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を継続します。

(4) ファミリー・サポート・センター事業

現在、事業は実施していませんが、必要に応じて検討します。

(5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在、事業は実施していませんが、必要性について検討します。

(6) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業は実施していませんが、事業者から申請があった場合、必要に応じて検討します。